

担い手通信 第2号

【令和6年度】
令和6年7月発行

浜松市担い手育成総合支援協議会事務局 浜松市農業振興課

農作業中の熱中症対策！！

農作業中の熱中症による死亡者は特に7～8月に集中しており、年代別には70代以上が大多数を占めています。正しい知識を身につけて、熱中症対策を適切にしましょう。

＜熱中症の対策＞

- ・気温が高い時の作業は極力避け、日かげや風通しのよい場所で作業
- ・のどの渇きを感じる前に、こまめに水分と塩分を補給
- ・熱中症は、早期発見・対処が大切です。作業者に異常がないか、定期的に確認できる環境で作業
- ・帽子や空調服、ネッククーラー、ミストファンなど熱中症対策アイテムの活用

＜熱中症対策関係WEBサイト＞



熱中症警戒アラート
【気象庁ホームページ】



熱中症対策を含む
農作業安全対策全般
【農林水産省ホームページ】

農薬の使用や管理に注意しましょう

農薬を使用する場合には、農薬の種類や使用方法を必ず確認して適正に使用するとともに、周辺農作物等への飛散影響を防止し、公共施設や住宅地周辺では、周辺住民に対して事前に看板や書面等により十分な周知に努めるなど、環境及び周辺住民に影響を与えないよう十分注意しましょう。

また、盗難及び紛失を防ぎ、誤飲等の事故が発生しないよう、鍵のかかる場所に保管するなど、適正な保管管理を行ってください。

《 令和6年度静岡県農薬危害防止運動 》

農薬による危害の未然防止を図るため、6月1日から8月31日を運動の実施期間と定めています。下記の項目を注意して作業を行ってください。

- 1 登録された農薬を購入・使用しましょう
- 2 農薬を使用する場合は、「農薬を使用する者が遵守すべき基準」を遵守しましょう
- 3 ラベルの適用作物名、希釈倍率、施用量、使用時期、総使用回数を必ず確認しましょう
- 4 農薬による危害防止や悪用を防止するため、農薬は鍵のかかる場所に保管しましょう
- 5 散布終了後、タンクやポンプ、ホース・噴口の洗浄を徹底しましょう
- 6 農薬使用記録を帳簿に記帳するよう努めましょう
- 7 農薬使用の際には、体調を整え、帽子・マスク・ゴム手袋等防護装備を着用しましょう
- 8 周辺作物及び環境に影響を与えないように、農薬の飛散等に十分注意して使用しましょう
- 9 公共施設や住宅地等で農薬を使用する際は、周辺住民の方に十分配慮しましょう
- 10 農薬の空容器や空袋は産業廃棄物処理業者に委託する等、適正に処理しましょう

農業者年金に加入しませんか

農業者年金に少しでも興味があれば、パンフレットなどをお送りします！
お宅へ説明にお伺いすることもできます！お気軽にお問い合わせください。

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！

1 農業者なら誰でも入れる「終身年金」

●農業者年金の加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要

- ① 年間60日以上農業に従事
- ② 65歳未満
- ③ 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

●保険料の設定は自由、加入、脱退も自由

保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象にならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。さらに加入・脱退も任意で、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能です。（ただし、脱退一時金はなく、積立てた保険料は将来年金として受給できます）

●「終身」で年金が受給でき、万が一の場合は死亡一時金も

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることができます。

また、万が一80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として、要件を満たす遺族の方が受け取ることが出来ます。

2 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助（政策支援加入）

- ・認定農業者かつ青色申告の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。
（月額2万円のうち最高1万円、通算で最大216万円）
- ・保険料の国庫補助分は、将来経営継承をする等の一定の要件を満たせば、将来、特例付加年金として受給することができます。

3 税制面で大きな優遇措置

●保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

●保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。

●将来年金として受け取る際も控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

■問い合わせ先■

浜松市 農業委員会事務局

中央区

浜名区（旧北区）

浜名区（旧浜北区）、天竜区

電話：053-457-2481

電話：053-523-3106

電話：053-585-1118

NOSAI 静岡からのお知らせ

ノーザイ コラム
NOSAI COLUMN

線状降水帯は英語で training!?

最近、全国で発生し、大きな被害をもたらしている**線状降水帯**。モクモクと大きな雲が次々と列になって発生し、何時間もひたすら強い雨を降らせます。

列になって発生するモクモク雲 (= 積乱雲) を、長く連なる列車(train)に例え、英語では **training** といいます。さらに中国語では**列车效应 (列車効果)** というそうです*¹。雲が連なる様子はもちろん、ゴォーっと降り続くのは、まるで高架下にいるようでもありますね。



線状降水帯の気象レーダー

気象庁 web サイト「令和 4 年(2022 年)9 月 23 日～24 日に愛知県、静岡県(東海地方)で線状降水帯が発生した事例」
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jirei/senjoukousuitai/R040923.pdf> より抜粋

さて、気象庁では線状降水帯に関する情報の精度を向上。これまで「東海地方」などの地方単位だった予測が、今年 5 月から都道府県単位となりました。5 年後の 2029 年には、市町村単位の発表となる予定です*²。

スマートフォンの天気アプリのプッシュ通知などを活用して、事前の情報収集を行い、被害を最小限に抑える備えをしましょう。

参考資料 *1 日本経済新聞 2024 年 7 月 8 日(月) 夕刊 8 面「令和なコトバ」
*2 日本経済新聞 2024 年 6 月 17 日(月) 夕刊 2 面「ニッキイの大疑問」



数年前には想像もしていなかった災害が増えています。猛暑・豪雨・地震など、未曾有の災害に備え、農家のための国の公的保険・**収入保険**を検討してみませんか。
掛金やもしもの場合の補償額は、加入される方によって異なります。まずは試算からどうぞ！



安心のネットワーク
NOSAI 静岡

静岡県農業共済組合 (NOSAI 静岡)
西遠地域センター

〒433-8104 浜松市中央区東三方町 242-1
TEL 053-438-3480 FAX 053-438-3481
<https://www.nosai-shizuoka.or.jp/>

試算だけ
でも OK!

野焼きのけむりで困っている人がいます！！



野焼きの苦情の件数は年々増加しており、２０２３年は１７０件以上の苦情が浜松市へ寄せられました。野焼きは、屋外で行う焼却行為のことを指し、法律では原則禁止の行為です。

農業を営むためのやむを得ない草木等の焼却（灰の利用や害虫駆除を目的とした焼却など）は禁止の例外となっていますが、周辺の生活環境に迷惑とならないよう配慮(※)することが大切です。苦情があれば、悪臭防止法や静岡県条例に基づき、中止の指導をすることもあります。

※配慮とは次のような行為です。

- ・ 農業用の灰作りは、必要最小限にする。焼却時は、火元を離れない。
- ・ 風の強い日や風が民家へ向いている日は避ける。洗濯物を干している時間帯は避ける。
- ・ 近所へひと声かける。など

《問い合わせ先》

〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目 1 番 10 号

環境部 環境保全課 大気・騒音対策グループ

TEL 053-453-6170

～新たな取り組みや経営発展のために機械・施設の導入を検討されている皆様へ～
令和7年度「農地利用効率化等支援事業（通常タイプ・先進的農業経営確立支援タイプ）」及び、令和6年度補正「担い手確保・経営強化支援事業」の要望調査について

「農地利用効率化等支援事業（通常タイプ・先進的農業経営確立支援タイプ）」及び「担い手確保・経営強化支援事業」は、融資を活用して農業用機械や施設を導入する経費を助成する国の事業です。

この事業は継続が見込まれるため、今年度も要望調査を行います。

下記のとおり、内容をご確認のうえ応募いただきますようお願い申し上げます。

なお、予算確保の関係上、期限を過ぎた場合、申込は受け付けられませんのでご了承ください。

また、両事業は、国予算の確保の状況等により、事業自体がやむを得ず中止となる場合があります。

【 締 切 】 令和6年8月30日（金）17：00必着 ※期限厳守

【申込後の流れ】 上記締切以降、年度内に個別ヒアリングを行い、申請内容や成果目標等を確認する予定です。要望内容に応じたポイントによる選考を経て、採択がおりた場合には本申請の手続きに移行していきます。

【 応募資格 】 以下の①～③の全てに該当する方（④・⑤は該当される方のみ）

- ① 浜松市の「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者又は認定新規就農者であること。
- ② 配分基準点の自己チェック表が合計 12 点以上であること。
- ③ 導入予定の機械や施設を活かして新規取組等の成果目標を立て、3年以内に達成できること。
※未達成の場合には補助金返還になる場合がありますのでご注意ください。
- ④ 過去に国庫補助事業を採択されたことがある方の場合、未達成となっている目標がないこと。
※国庫補助事業とは、今回の要望調査対象事業のほか、経営体育成支援事業や強い農業・担い手づくり総合支援事業等を含みます。
- ⑤ ①に該当しない者のうち、地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者（ただし事業2-1を除く）

【 申込条件 】 以下の①～⑥の全てを了承いただける方

- ① 国からの通知を受け、要件等の内容変更や、事業が中止される場合があります。
- ② 各事業は、全国の中でポイントの高い市町村又は地域から採択される事業です。
市又は地域のポイントは、申請内容を構成する経営体の配分基準ポイントの平均値から算出され、経営体の配分基準ポイントは、3年後の達成目標や、これまでの取組内容に基づいて算出されます。
- ③ 浜松市が事業採択した後に、機械・施設が発注可能となりますが、現時点での採択時期は未定です。
- ④ 本事業により機械・施設を導入した場合、耐用年数が切れるまで利用日誌等の作成・提出が必要です。また、整備した機械・施設について気候災害等に備えた保険への加入等が必要です。
- ⑤ 各事業は自らの経営で使用するための取組であって、必ず融資を受けて行う必要があります。
- ⑥ 地域農業パワーアップ支援事業（ハード事業）との重複申請はできません。

	事業 1-1	事業 1-2	事業 2-1	事業 2-2
事業名	農地利用効率化等 支援事業 (通常タイプ)	農地利用効率化等 支援事業 (先進的農業経営確立 支援タイプ)	担い手確保・ 経営強化支援事業	担い手確保・ 経営強化支援事業 (応募資格⑤の方)
事業概要	新規の取り組みや規模拡大など、経営改善・発展の目標を立て、その実現のために融資を活用して機械・施設等を導入する経費を助成します。 ※自己資金のみで導入される場合は対象外となります。			
補助対象	それぞれの価格が50万円(税込)以上の機械・施設等で、耐用年数が5年～20年のものを新規導入するもの。 ※ 農業用であること。トラック、倉庫等、広く他の用途に使えるものは対象外です。 ※ 老朽化や故障等に伴う買い替え(単純更新)は対象外です。			
補助率	取得価格の3/10以内 又は融資額のいずれか低い額		取得価格の5/10以内 又は融資額のいずれか低い額	
補助上限	個人・法人 300万円	個人 1,000万円 法人 1,500万円	個人 1,500万円 法人 3,000万円	個人・法人 100万円
達成目標	必須目標(付加価値額の拡大)のほか、配分基準で目標として掲げたものは達成すべき目標となります。 【必須目標】付加価値額の拡大 ※付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 雇用人件費			
(事業実施 年度から3 年度内の取 組内容)	【必須目標(以下いずれかを選択)】 ①農産物の価値向上 ②単位面積当たり収量の増加 ③経営コストの縮減 【選択目標】 ④経営面積の拡大 ⑤労働時間の縮減 ⑥経営管理の高度化 ⑦他産業との連携		【選択目標】 ①経営面積の拡大 ②農産物の価値向上 ③農業経営複合化 ④農業経営法人化 ⑤青色申告の取組 ⑥環境配慮の取組 ⑦農作業の共同化(事業2-2のみ) ⑧労働時間の縮減(事業2-2のみ) ⑨輸出の取組	

※農地利用効率化等支援事業は令和6年度、担い手確保・経営強化支援事業は令和5年度補正事業における内容を記載しています。事業内容及び目標内容、配分基準等は国の要綱改正により、変更される可能性がありますのでご承知おきください。

【申込方法】 お申込みは、下記の書類をご記入の上、郵送又はメールにてご提出ください。

※あて先等については、応募用紙上部の記載をご参照ください。

- (1) 応募用紙 1枚
- (2) 配分基準チェック表 1～2枚
(希望する事業に対するチェック表をA～Dから選択し、作成)
- (3) 直近の決算報告書 個人の場合、令和5年青色申告書の写し
法人の場合、直近の決算報告書(損益計算書・製造原価報告書・販売費及び一般管理内訳書等)の写し

【問い合わせ先】 浜松市農業振興課 担い手支援グループ 電話：053-457-2331(担当：野澤)
メールアドレス noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

**令和7年度 農地利用効率化等支援事業及び
令和6年度補正 担い手確保・経営強化支援事業 応募用紙**

送付先 〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市 産業部農業振興課 担い手支援グループ

メール noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

氏名・法人名									
認定状況	A. 認定農業者 B. 認定新規就農者 ※どちらかに○を記載								
住 所	〒 ー 浜松市 区								
連絡先	自 宅 : () 携 帯 : () F A X : () メールアドレス: _____								
配分基準点 (別紙チェック表の合計点。それぞれ合計12点以上で応募が可能となります。根拠資料として、配分基準チェック表は必ず送付してください。)	チェック表A(事業1-1の応募を希望する方のみ記入) _____ 点 チェック表B(事業1-2の応募を希望する方のみ記入) _____ 点 チェック表C(事業2-1の応募を希望する方のみ記入) _____ 点 チェック表D(事業2-2の応募を希望する方のみ記入) _____ 点								
導入したい機械・施設 (規模や規格、面積等を記入してください。) 記入例：トラクター 30PS ハウス 1,500㎡	※ 記入内容を後日変更・追加することはできませんのでご注意ください <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 60px; vertical-align: top;">希望 1</td> <td style="width: 33%; height: 60px; vertical-align: top;">希望 2</td> <td style="width: 33%; height: 60px; vertical-align: top;">希望 3</td> </tr> </table>			希望 1	希望 2	希望 3			
希望 1	希望 2	希望 3							
導入したい機械・施設の 予定価格(税込額)	※ 導入したい機械・施設ごとに、 値引前の定価を税込額 でご記入ください ※ 記入額を後日増額することはできませんのでご注意ください <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 60px; vertical-align: top;">希望 1</td> <td style="width: 33%; height: 60px; vertical-align: top;">希望 2</td> <td style="width: 33%; height: 60px; vertical-align: top;">希望 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">円</td> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">円</td> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">円</td> </tr> </table>			希望 1	希望 2	希望 3	円	円	円
希望 1	希望 2	希望 3							
円	円	円							
応募する補助事業 (応募したい事業に○を付けてください※複数可。○をつけた事業の配分チェック表を提出してください。)	A. 農地利用効率化等支援事業(通常タイプ) B. 農地利用効率化等支援事業(先進的農業経営確立支援タイプ) C. 担い手確保・経営強化支援事業 D. 担い手確保・経営強化支援事業(補助上限100万円タイプ) ※AとB、CとDは、それぞれ同じ事業の別メニューです。								

＜お問い合わせ＞ 浜松市産業部農業振興課 担い手支援グループ TEL 457-2331

【事業 1-1】農地利用効率化等支援事業（通常タイプ）
配分基準チェック表A

経営体名 (申請者名)	
----------------	--

●各項目の該当する点数を右欄に記載し、自己採点をお願いします。

※付加価値額の基準は令和6年中（法人の場合、令和7年2月の直近の決算）の予定ですが、国の実施時期により変更の可能性があります。

※目標年度は、事業年度から3年後です。（令和7年度事業の場合、令和9年度）

区分	項 目	内 容	点数	点数 記入欄
1	現状の 付加価値額	現状の付加価値額に該当する点数を記入してください。		
		注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 現状の付加価値額が300万円以上である。	1	点
		現状の付加価値額が600万円以上である。	2	
2	付加価値額の 拡大率 ※注意：区分 5.新規就農ポ イントを受け るものは加点 不可	実施年度より、3年間で達成できる付加価値額の点数を選び記入してください。		
		注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 目標年度までに付加価値額を現状より3%以上拡大する。	1	点
		目標年度までに付加価値額を現状より10%以上拡大する。	2	
		目標年度までに付加価値額を現状より15%以上拡大する。	3	
		注意②：選択した拡大率は必須目標となります。 目標年度までに付加価値額を現状より20%以上拡大する。	4	
		目標年度までに付加価値額を現状より30%以上拡大する。	5	
3	付加価値額の 増加額	事業年度より、3年間で達成できる付加価値額の点数を選び記入してください。		
		注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 目標年度までに付加価値額を現状より100万円以上増額する。	1	点
		目標年度までに付加価値額を現状より200万円以上増額する。	2	
		目標年度までに付加価値額を現状より300万円以上増額する。	3	
		注意②：選択した拡大率は必須目標となります。 目標年度までに付加価値額を現状より400万円以上増額する。	4	
		目標年度までに付加価値額を現状より500万円以上増額する。	5	
4	新規就農	新規に就農した方で、下記の(1)に当てはまる場合、加点可能です。		
		(1)就農後5年以内の認定新規就農者である。	2	点
		注意：区分4に加点する場合、区分1は加点できません。 (2) (1)に該当する方で、50歳までに就農している。 (法人の場合、役員の過半数が50歳以下であること)	2	点
		(3) (1)に該当する方で、事業実施年度以降に新規就農者育成総合対策の交付を受けない	1	点
5	新規就農者の 付加価値額の 拡大率	実施年度より3年間で達成できる付加価値額（4.新規就農に加点する方のみ）		
		注意①：付加価値額とは収入総額-経費総額+雇用人件費 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上にできる。	1	点
		基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の10%増し以上にできる。	2	
		注意②：区分5に加点する場合、区分2、3は加点できません。 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の20%増し以上にできる。	3	
		基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の30%増し以上にできる。	4	
		注意③：選択した拡大率は必須目標となります。 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の40%増し以上にできる。	5	

表面A

※裏面もご記入ください。

区分	項 目	内 容	点数	点数 記入欄
6	経営面積の 拡大	経営面積拡大に取り組み、いずれかの項目を目標にする（最も高い点数のみ）。		点
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より4％（施設園芸は20％、果樹は10％）以上の経営面積の拡大を行うことができる。	5	
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より2％（施設園芸は10％、果樹は5％）以上経営面積の拡大を行うことができる。	4	
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より経営面積の拡大を行うことができる。	3	
		・目標年度に現状より4％（施設園芸は20％、果樹は10％）以上経営面積の拡大を行うことができる。	3	
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている。	2	
		・目標年度に現状より2％（施設園芸は10％、果樹は5％）以上経営面積の拡大を行うことができる。	2	
		・目標年度に現状より経営面積の拡大を行うことができる。	1	
7	経営管理の 高度化	現在、法人化している、又は目標年度までに法人化する。	2	点
		GLOBALG.A.P.又はASIAGAPの認証を取得している。	1	点
		農業版事業継続計画（BCP）を策定している。	1	点
		青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1	点
	(a)と(b)は、 どちらか一つ のみ加点	(a) 事業実施前3年度内に化石燃料を使わない園芸施設への移行による温室効果ガス削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行う。	1	点
		(b) 有機JASの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けている面積を拡大する。（新規で認証を受ける場合も含む。）		
8	労働時間の 短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、(a)から(c)までのいずれかの項目を目標にする（最も高い点数のみ）。		点
		(a) 目標年度までに10%以上削減することとしている。	1	
		(b) 目標年度までに20%以上削減することとしている。	2	
		(c) 目標年度までに50%以上削減することとしている。	3	
9	農業者の育成	農業研修生を受け入れている。 （国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く）	1	点
		受け入れた農業研修生の中で、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定新規就農者又は認定農業者となった者がいる。	1	点
10	女性の取組	いずれかに該当する場合。 (1)女性農業者。 (2)法人又は任意組織で、代表者が女性か、役員若しくは構成員の過半数が女性である。 (3)法人又は任意組織で、部門間で区分経理を行い、当該部門の責任者が女性である。	3	点
11	輸出事業計画 との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の認定がされており、導入する機械等がその計画の取組内容に関連するものである。	1	点
合 計				点

裏面A

※表面、裏面を、申込書と一緒に提出してください。 ■

【事業 1-2】農地利用効率化等支援事業（先進的農業経営確立支援タイプ）
配分基準チェック表B

経営体名 (申請者名)	
----------------	--

●各項目の該当する点数を右欄に記載し、自己採点をお願いします。

※付加価値額の基準は令和6年中（法人の場合、令和7年2月の直近の決算）の予定ですが、国の実施時期により変更の可能性があります。

※目標年度は、事業年度から3年後です。（令和7年度事業の場合、令和9年度）

区分	項 目	内 容	点数	点数 記入欄
1	現状の 付加価値額	現状の付加価値額に該当する点数を記入してください。		点
		注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 現状の付加価値額が300万円以上である。	1	
		現状の付加価値額が600万円以上である。	2	
2	付加価値額の 拡大率 ※注意：区分 5.新規就農ポ イントを受け るものは加 点不可	実施年度より、3年間で達成できる付加価値額の点数を選び記入してください。		点
		注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 目標年度までに付加価値額を現状より9%以上拡大する。	1	
		目標年度までに付加価値額を現状より15%以上拡大する。	2	
		目標年度までに付加価値額を現状より20%以上拡大する。	3	
		目標年度までに付加価値額を現状より25%以上拡大する。	4	
		目標年度までに付加価値額を現状より30%以上拡大する。	5	
		目標年度までに付加価値額を現状より40%以上拡大する。	6	
3	付加価値額の 増加額	事業年度より、3年間で達成できる付加価値額の点数を選び記入してください。		点
		注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 目標年度までに付加価値額を現状より100万円以上増額する。	1	
		目標年度までに付加価値額を現状より200万円以上増額する。	2	
		目標年度までに付加価値額を現状より300万円以上増額する。	3	
		目標年度までに付加価値額を現状より400万円以上増額する。	4	
		目標年度までに付加価値額を現状より500万円以上増額する。	5	
		目標年度までに付加価値額を現状より700万円以上増額する。	6	
4	新規就農	新規に就農した方で、下記の(1)に当てはまる場合、加点可能です。		点
		(1)就農後5年以内の認定新規就農者である。	2	
		(2) (1)に該当する方で、50歳までに就農している。 (法人の場合、役員の過半数が50歳以下であること)	2	
5	新規就農者の 付加価値額の 拡大率	実施年度より3年間で達成できる付加価値額（4.新規就農に加点する方のみ）		点
		注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上にできる。	2	
		基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の10%増し以上にできる。	3	
		基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の20%増し以上にできる。	4	
		基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の30%増し以上にできる。	5	
		注意②：区分5に加点する場合、区分2、3は加点できません。 注意③：選択した拡大率は必須目標となります。	6	

表面B

※裏面もご記入ください。

区分	項 目	内 容	点数	点数 記入欄
6	経営面積の 拡大	経営面積拡大に取り組み、いずれかの項目を目標にする（最も高い点数のみ）。		点
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より8㍿（施設園芸は40％、果樹は20％）以上の経営面積の拡大を行うことができる。	6	
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より4㍿（施設園芸は20％、果樹は10％）以上経営面積の拡大を行うことができる。	5	
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より2㍿（施設園芸は10％、果樹は5％）以上経営面積の拡大を行うことができる。	4	
		・農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より経営面積の拡大を行うことができる。	3	
		・目標年度に現状より4㍿（施設園芸は20％、果樹は10％）以上経営面積の拡大を行うことができる。	3	
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている。	2	
		・目標年度に現状より2㍿（施設園芸は10％、果樹は5％）以上経営面積の拡大を行うことができる。	2	
・目標年度に現状より経営面積の拡大を行うことができる。	1			
7	経営管理の 高度化	現在、法人化している、又は目標年度までに法人化する。	2	点
		GLOBALG.A.P.又はASIAGAPの認証を取得している。	1	点
		農業版事業継続計画（BCP）を策定している。	1	点
		青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1	点
	(a)と(b)はど ちらか一つの み加点点	(a) 事業実施前3年度内に化石燃料を使わない園芸施設への移行による温室効果ガス削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行う。	1	点
		(b) 有機JASの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けている面積を拡大する。（新規で認証を受ける場合も含む。）		
8	労働時間の 短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業一部又は全部の労働時間について、(a)から(c)までのいずれかの項目を目標にする（最も高い点数のみ）。		点
		(a) 目標年度までに10%以上削減することとしている。	1	
		(b) 目標年度までに20%以上削減することとしている。	2	
		(c) 目標年度までに50%以上削減することとしている。	3	
9	農業者の育成	農業研修生を受け入れている。 （国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く）	1	点
		受け入れた農業研修生の中で、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定新規就農者又は認定農業者となった者がいる。	1	点
10	女性の取組	いずれかに該当する場合。 (1)女性農業者。 (2)法人又は任意組織で、代表者が女性か、役員若しくは構成員の過半数が女性である。 (3)法人又は任意組織で、部門間で区分経理を行い、当該部門の責任者が女性である。	3	点
11	輸出事業計画 との連携	助成対象者又はその所属する団体等が策定した輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の認定がされており、導入する機械等がその計画の取組内容に関連するものである。	1	点
12	他産業との 連携	経営体自ら生産・加工・販売の一体化を行っている又は目標年度までに行う。	2	点
		異分野の事業者と連携し、生産現場のICT・IoT活用、物流の効率化、外食産業や小売業等との契約栽培等の経営の高度化を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	2	点
13	多様な人材の 育成・確保 （a・bどちら かに該当の場合 加点点）	(a) 農業の担い手・労働力不足解消のため、多様な人材（障がい者、高齢者等）が就労している又は就労の環境整備を行っている	2	点
		(b) 地域産業の理解促進に向け施設給食（子ども食堂、学校・病院・福祉施設等）への食材提供を行っている		
合 計				点

裏面B

※表面、裏面を、申込書と一緒に提出してください。 ■

**【事業 2-1】担い手確保・経営強化支援事業
配分基準チェック表C**

経営体名 (申請者名)	
----------------	--

●各項目の該当する点数を右欄に記載し、自己採点をお願いします。

※付加価値額の基準は令和5年中（法人の場合、令和6年12月の直近の決算）の予定ですが、国の実施時期により変更の可能性があります。

※目標年度は、事業年度から3年後です。（令和6年度補正事業の場合、令和8年度）

区分	項 目	内 容	点数	点数 記入欄
1	付加価値額の 拡大率	事業年度より3年間までに達成できる付加価値額の拡大率に該当する点数を記入してください。 注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 注意②：直近の青色申告決算書、又は決算報告書類より算出すること。 注意③：区分3、4の新規就農ポイントを受ける者は加算不可となります。		点
		現状の付加価値額より10%以上増加できる。	1	
		現状の付加価値額より15%以上増加できる。	2	
		現状の付加価値額より20%以上増加できる。	3	
		現状の付加価値額より30%以上増加できる。	4	
		現状の付加価値額より40%以上増加できる。	5	
		現状の付加価値額より50%以上増加できる。	6	
2	付加価値額の 拡大額	事業年度より、3年間で達成できる付加価値額の点数を選び記入してください。 注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 注意②：選択した拡大率は必須目標となります。 注意③：区分3、4の新規就農ポイントを受ける者は加算不可となります。		点
		付加価値額を現状より100万円以上拡大できる。	1	
		付加価値額を現状より150万円以上拡大できる。	2	
		付加価値額を現状より300万円以上拡大できる。	3	
		付加価値額を現状より400万円以上拡大できる。	4	
		付加価値額を現状より650万円以上拡大できる。	5	
		付加価値額を現状より1,000万円以上拡大できる。	6	
3	新規就農	新規に就農した方で、下記の(1)に当てはまる場合、加算可能です。 注意：区分3に加算する場合、区分1、2は加算できません。		
		(1)就農後5年以内の認定新規就農者である。	2	点
		(2) (1)に該当する方で、50歳までに就農している。 (法人の場合、役員の過半数が50歳以下であること) (3) (1)に該当する方で、農業次世代人材投資事業（経営開始型）等の交付期間中に経営を発展させて交付が終了した。	3 1	点 点
4	新規就農者の 付加価値額の 拡大率	事業年度より3年間で達成できる付加価値額（3.新規就農に加算する方のみ） 注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 注意②：区分4に加算する場合、区分1、2は加算できません。 注意③：選択した拡大率は必須目標となります。		点
		基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上にできる。	2	
		基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の10%増し以上にできる。	3	
		基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の20%増し以上にできる。	4	
		基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の30%増し以上にできる。	5	
		基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の40%増し以上にできる。	6	

表面C

※裏面もご記入ください。

区分	項 目	内 容	点数	点数 記入欄
5	経営面積の 拡大	経営面積拡大に取り組み、いずれかの項目を目標にする（最も高い点数のみ）。		点
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より4％（施設園芸は20％、果樹は10％）以上の経営面積の拡大を行うことができる。	5	
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より2％（施設園芸は10％、果樹は5％）以上の経営面積の拡大を行うことができる。	4	
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より経営面積の拡大を行うことができる。	3	
		・目標年度に現状より4％（施設園芸は20％、果樹は10％）以上経営面積の拡大を行うことができる。	3	
		・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より2％（施設園芸は10％、果樹は5％）以上経営面積の拡大を行うことができる。	2	
		・目標年度に現状より経営面積の拡大を行うことができる。	1	
6	農産物の 価値向上	(1)事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値向上に取り組んでいる。	1	点
		(2)(1)に該当する場合で、有機JASの認証を受けている。	1	点
7	農業経営の 複合化	土地利用型作物や園芸作物の生産などを組み合わせ、複合的に経営している。	1	点
		(1)事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高の3割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うことができる。((1)と(2)どちらか1つのみ加点可能)	1	点
		(2)事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高の4割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うことができる。((1)と(2)どちらか1つのみ加点可能)	2	点
8	経営管理の 高度化	現在、法人化している、又は目標年度までに法人化する。	2	点
		青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1	点
		農業版B C P（事業継続計画）を策定している。	1	点
		GLOBALG.A.P.又はASIAGAPの認証を取得している。	1	点
9	環境配慮の 取組	事業実施前3年度内に化石燃料を使わない園芸施設への移行による温室効果ガス削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1	点
10	輸出の取組	(1)農産物の輸出を行う（他者との連携による取組を含む）。	1	点
		(2)(1)に該当する場合で、現在、農産物の輸出の取組（他者との連携による取組を含む）を行っている。	1	点
		(3)(1)に該当する場合で、輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置づけられている。	1	点
		(4)(1)に該当する場合で、目標年度までに農産物売上上の15％以上を輸出に振り分ける。	1	点
11	農業者の育成	(1)農業研修生を受け入れている。 （国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く）	1	点
		(2)(1)に該当する場合で、就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として都道府県が認めた者である。	1	点
		(3)(2)に該当する場合で、受け入れた農業研修生の中で、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定新規就農者又は認定農業者となった者がいる(1名につき1点、上限3点)。	1～3	点
12	女性の取組	いずれかに該当する場合。 (1)女性農業者。 (2)法人又は任意組織で、代表者が女性か、役員若しくは構成員の過半数が女性である。 (3)法人又は任意組織で、部門間で区分経理を行い、当該部門の責任者が女性である。	3	点
合 計				点

裏面C

※表面、裏面を、申込書と一緒に提出してください。 ■■

【事業 2－2】 担い手確保・経営強化支援事業（応募資格⑤：補助上限100万円）
配分基準チェック表D

経営体名 (申請者名)	
----------------	--

●各項目の該当する点数を右欄に記載し、自己採点をお願いします。

※付加価値額の基準は令和5年中（法人の場合、令和6年12月の直近の決算）の予定ですが、国の実施時期により変更の可能性があります。

※目標年度は、事業年度から3年後です。（令和6年度補正事業の場合、令和8年度）

区分	項 目	内 容	点数	点数 記入欄
1	付加価値額の 拡大率	事業年度より3年間までに達成できる付加価値額の拡大率に該当する点数を記入してください。 注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 注意②：直近の青色申告決算書、又は決算報告書類より算出すること。 注意③：区分3、4の新規就農ポイントを受ける者は加点不可となります。	現状の付加価値額の3%以上の増加。1 現状の付加価値額の10%以上の増加。2 現状の付加価値額の16%以上の増加。3 現状の付加価値額の21%以上の増加。4 現状の付加価値額の25%以上の増加。5 現状の付加価値額の28%以上の増加。6 現状の付加価値額の30%以上の増加。7	点
2	付加価値額の 拡大額	事業年度より、3年間で達成できる付加価値額の点数を選び記入してください。 注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 注意②：選択した拡大率は必須目標となります。 注意③：区分3、4の新規就農ポイントを受ける者は加点不可となります。	付加価値額を現状より50万円以上拡大できる。1 付加価値額を現状より60万円以上拡大できる。2 付加価値額を現状より70万円以上拡大できる。3 付加価値額を現状より80万円以上拡大できる。4 付加価値額を現状より100万円以上拡大できる。5 付加価値額を現状より120万円以上拡大できる。6 付加価値額を現状より150万円以上拡大できる。7	点
3	新規就農	新規に就農した方で、下記の(1)に当てはまる場合、加点可能です。 注意：区分3に加点する場合、区分1、2は加点できません。	(1)就農後5年以内の認定新規就農者である。2 (2) (1)に該当する方で、50歳までに就農している。（法人の場合、役員の過半数が50歳以下であること）3 (3) (1)に該当する方で、農業次世代人材投資事業（経営開始型）等の交付期間中に経営を発展させて交付が終了した。1	点 点 点
4	新規就農者の 付加価値額の 拡大率	事業年度より3年間で達成できる付加価値額（3.新規就農に加点する方のみ） 注意①：付加価値額とは、収入総額-経費総額+雇用人件費 注意②：区分4に加点する場合、区分1、2は加点できません。 注意③：選択した拡大率は必須目標となります。	基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上にできる。2 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の10%増し以上にできる。3 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の20%増し以上にできる。4 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の30%増し以上にできる。5 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）の40%増し以上にできる。6	点

表面D

※裏面もご記入ください。

区分	項 目	内 容	点数	点数 記入欄
4	経営面積拡大	経営面積の拡大を行うこととしている。	2	点
5	農産物の 価値向上	(1) 事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値向上に取り組んでいる。	2	点
		(2) (1)に該当する場合で、有機JASの認証を受けている。	1	点
6	農業経営の 複合化	土地利用型作物や園芸作物の生産などを組み合わせ、複合的に経営している。	1	点
		(1) 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高の3割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うことができる。((1)と(2)どちらか1つのみ加点可能)	1	点
		(2) 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高の4割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うことができる。((1)と(2)どちらか1つのみ加点可能)	2	点
7	経営管理の 高度化	現在、法人化している、又は目標年度までに法人化する。	2	点
		青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1	点
		農業版B C P (事業継続計画) を策定している。	1	点
		GLOBALG.A.P.又はASIAGAPの認証を取得している。	1	点
8	環境配慮の 取組	事業実施前3年度内に化石燃料を使わない園芸施設への移行による温室効果ガス削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1	点
9	農作業の 共同化	事業実施主体が認める者であって、自らの経営に係る農作業について他の農業者と共同して行っている又は目標年度までに行うこととしている。	2	点
10	労働時間の 縮減	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、以下のいずれかの達成が可能（最も高い点数のみ加点可）。		点
		目標年度までに10% 以上縮減する	1	
		目標年度までに20% 以上縮減する	2	
		目標年度までに50% 以上縮減する	3	
11	輸出の取組	(1) 農産物の輸出を行う（他者との連携による取組を含む）。	1	点
		(2) (1)に該当する場合で、現在、農産物の輸出の取組（他者との連携による取組を含む）を行っている。	1	点
		(3) (1)に該当する場合で、輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置づけられている。	1	点
		(4) (1)に該当する場合で、目標年度までに農産物売上上の15%以上を輸出に振り分ける。	1	点
12	農業者の育成	(1) 農業研修生を受け入れている。 （国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く）	1	点
		(2) (1)に該当し、就農に必要な技術等を習得できる経営体として都道府県が認めた者である。	1	点
		(3) (2)に該当する場合で、受け入れた農業研修生の中で、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定新規就農者又は認定農業者となった者がいる(1名につき1点、上限3点)。	1~3	点
13	女性の取組	いずれかに該当する場合。 (1) 女性農業者。 (2) 法人又は任意組織で、代表者が女性か、役員若しくは構成員の過半数が女性である。 (3) 法人又は任意組織で、部門間で区分経理を行い、当該部門の責任者が女性である。	3	点
14	関係機関等による サポート体制構築	本事業をはじめとする経営発展に向けた取組について、農業協同組合・農業協同組合連合会、農業経営相談所等の関係機関・支援策機関のサポート体制が構築されている。	1	点
合 計				点

裏面D

※表面、裏面を、申込書と一緒に提出してください。 ■■

令和 6 年度「浜松市地域農業パワーアップ支援事業」 (ソフト事業) 事業説明書【追加募集】

(1) 補助の対象となる者

本事業の対象者は下記の条件をすべて満たしている者としてします。

- ・農業協同組合又は農業者の組織する団体であること。(主たる事業所または圃場が浜松市内であること)
例) ○○農協△△部会 代表××、□□生産組合 代表◇◇ 等
- ・市税を完納していること。
- ・事業を実施する期間が複数年度に亘ること。(事業は 2,3 年間を目途に計画を立てること)

※審査および交付決定は年度毎に行います。

※同一の団体が複数の申請を行うことはできません。

(2) 補助の対象となる事業

本事業の対象は下記のいずれかとします。

- ・新規作物や新品種の導入のための調査、研究
- ・生産流通の改善を目的とした調査、研究

ただし、次に掲げる事業は、補助対象外事業です。

×他の補助金・助成金、競争的資金等の採択を受けた事業

×事業の全てを外注又は委託する事業

×事業化に必要と認められる調査(事業化可能性調査、市場調査、販路開拓 等)のみを行う事業

×公序良俗に反する事業

×事業者が開発経費等を負担しない受託事業

(3) 補助の対象となる経費

補助対象経費は、下記の条件に適合する経費で、「①補助対象経費一覧」に掲げる経費です。ただし、各種税金(消費税や収入印紙)、振込手数料等は補助対象外です。詳細は「②補助対象外の経費」を確認してください。

- ・原則として、交付決定日から令和 7 年 2 月末日までに契約、実施、支払いが完了する経費
- ・採択後に安易な変更をする必要が無いよう、事前に見積を取るなどして、精査された必要最小限の経費(申請時の精査不足と認められる安易な変更の場合は、その変更を認めない場合があります。)
- ・補助対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ本補助事業にかかるものとして明確に区分できる経費

①補助対象経費一覧

※「(カ)交通費」を除き、補助対象経費として、1 件(1 項目)で税抜き 50 万円以上の経費については、申請書に見積書を添付してください。

	対象科目	対象内容
(ア)	原材料等購入費	調査・研究の実施に直接使用し消費される原料、材料及び資材の購入に要する経費(例:種苗、肥料、電気部品、化学薬品、試験用部品等) ※明らかに従来の農作物の生産に使用するものは補助対象外とする。
(イ)	産業財産権等導入・取得費	本事業の実施に不可欠な特許・実用新案等(登録、出願され、存続しているもの)で他の事業者から譲渡又は実施許諾(ライセンス料含む)を受ける場合の経費 ※行政庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)は補助対象外とする。
(ウ)	外注委託費	外部の事業者等に外注(例:デザイン、市場調査等)や、大学、試験研究機関、外部専門機関等に試験、調査、分析、検査等を委託する場合(例:作物や土壌の試験や分析評価、事業化可能性調査等の委託)に要する経費 ※明らかに従来の農作物の生産に使用するもの、著しく汎用性の高いもの、外注委託先の資産となるものは補助対象外とする。
(エ)	技術指導導入費	大学、研究機関、専門機関等から技術指導を受ける場合に要する委託費や謝金等 ※技術習得講習会等への社員研修参加費は補助対象外とする。
(オ)	販路開拓費	販路開拓や販路拡大に要する経費(例:広告宣伝費、国内外展示等への出展・運搬費用、出展用パネル作成費用、チラシ・パンフレット作成費用、ホームページ開設費、販路開拓・拡大に関する市場調査費用 等) ※販促用品(ペンやメモ帳、ステッカー、シール等)は補助対象外とする。
(カ)	交通費	公共交通機関を利用した国内における交通費(公共交通機関での移動が不可能な区域間のタクシー代も補助対象とする。) ※新幹線のグリーン車、飛行機のファースト・ビジネスクラスなどは補助対象外とする。
(キ)	借損料	機器・設備類のリース・レンタル、会議等会場借上等に要する経費 ※長期間でリースする場合又は、高額な機器・設備等をリースする場合は、基本的には 3 年リース(36 ヶ月)以上とし、その内、補助対象期間(交付決定日から 2 月末)にかかるリース代のみを補助対象経費とする。ただし、補助対象期間内でのリース代の前倒し支払は認めない。
(ク)	消耗品費	消耗品(耐用年数 1 年未満のもの、または 1 件 10 万円未満のもので、調査・研究に直接必要なものに限る。)を購入するために要する経費 ※明らかに従来の農作物の生産に使用するもの、著しく汎用性の高いものは補助対象外とする。

上記(ア)～(ク)以外の経費については事務局と別途協議すること

②補助対象外の経費

次の経費は補助対象経費にはなりません。

- (1) 補助対象物品や所定の帳簿類(見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、振込控等)の確認が出来ない場合
- (2) 各種税金(収入印紙や消費税及び地方消費税含む)、各種保険料、振込手数料等の各種手数料
- (3) 飲食費、宿泊費、国外への交通費(国外での交通費含む)、自家用車や社用車の使用など国内における公共交通機関を利用しない交通費
- (4) 水道光熱費、通信費(切手代、電話代、インターネット利用料金等(※宅配便代は補助対象とする))、燃料費
- (5) 賃貸借物件等の保証金、敷金、仲介手数料等これに類する経費
- (6) 参考文献、図書、資料購入費
- (7) 従来の農作物の生産にかかる経費
- (8) 建屋、パソコン、プリンター、机、椅子、棚等の汎用性の高い機器等の購入や建設(※パソコンやプリンター、ソフトウェア、機器や設備の場合は、事前承認を得た上で、購入ではなく借損料(リース)で計上することが可能)
- (9) 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品・消耗品等(机、椅子、棚等の什器、事務機器、文房具等の事務用品等)
- (10) 販促用品(ペンやメモ帳、ステッカー、シール等)※成果物の紹介チラシ・パンフレット等は補助対象とする
- (11) 補助金の実績報告書等の関連文書の作成経費、事務局等との事務打合に係る経費
- (12) 申請以前に既に借用している機械機器等の賃借料(ただし令和5年度、本補助事業の採択を受けた事業を、令和6年度以降も継続して申請する場合で、令和5年度から年度をまたいで借用を継続している本補助事業での機械機器等の場合はこの限りではない。)
- (13) 補助事業に直接関係があると認められない経費(例:タバコ等の嗜好品や懇談会や研修会、講習会、セミナー参加に係る経費等)
- (14) 見積から支払までの一連の手続きが補助対象期間内に行われない場合(※場合によっては見積や発注、契約行為については、補助対象期間前でも可とする。)
- (15) 他社発行の手形により支払われている経費
- (16) その他助成対象事業の経費として内容及び使用数量を明確に特定することが困難な費用

(4) 補助率

- ・ 対象経費(消費税を除いた額)の 1/2 以内(1,000 円未満切り捨て)
- ※継続2年目の事業については同 4/10 以内(1,000 円未満切り捨て)

(5) 補助上限

- ・ 50 万円

(6) 事業開始までのスケジュール

項 目	時 期	備 考
①応募締切	8月30日(金)	17:00 まで 郵送での応募の場合は同日消印有効・FAX 不可
②審査結果の通知	9月下旬に発送予定	審査会を開催したのち、応募者に対し審査結果通知書で採択・不採択を通知します。
③交付申請書の提出	10月上旬以降	通知受領後、採択された方は交付申請書をご提出ください。 交付決定通知書を受領後、事業が開始できます。

- ・ 事業は複数年に亘ることが前提ですが、令和7年2月末日までの実績報告書の提出が必要です。
- ・ 補助金の交付は、対象事業の支払いが完了した後に提出いただく実績報告書に基づく交付確定後となります。

(7) 審査会

- ・補助金交付要綱およびこの事業説明書に基づき審査します。
- ・事業の趣旨を逸脱する場合は採択されない場合があります。
- ・応募書類の他に資料の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

(8) 留意事項

- ・申請には、具体的な事業計画、経費見積等が必要です。
- ・交付決定前に着工した場合は、補助対象外となり、採択を取り消しますのでご注意ください。
- ・事業の途中で補助要件を満たさなくなったと判断された場合には、補助対象期間内であっても採択を取り消す場合があります。
- ・虚偽の申請が発覚した場合は、採択以降であっても補助の対象外となりますのでご注意ください。
- ・実施する期間が複数年度に亘る事業が対象ですが、交付の決定は年度毎に行います。
- ・交付申請および実績報告は年度毎に行う必要があります。
- ・交付が決定された事業であっても、次年度以降の補助金が保証されたものではありません。
- ・補助を受けた場合、次年度以降の受給の有無に関わらず、事業終了時に完了報告が必要となります。
- ・事業の詳細は今後変更される場合がありますのでご了承ください。

(9) 応募方法

下記①～⑤の書類を令和6年8月30日(金)17:00までに郵送又は各提出窓口にご提出ください。(郵送の場合は消印有効・FAX 不可)

- ①応募用紙(この担い手通信に同封されています)
- ②直近の決算書の写し(該当の場合)
- ③市税納付・納入確認同意書(この担い手通信に同封されています)
- ④市県民税特別徴収義務者である場合は通知書の写し
- ⑤新規作物・新品種・生産流通に関する取組の詳細(パンフレット等)
- ⑥組織の規約及び構成員名簿

※このほか、当課より資料等の提出を求める場合があります。

＜スケジュール記入例＞ 応募用紙内に記入欄があります

作業工程 (例:1年目)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
苗購入							●					
肥料購入							●					
定植							●	→				
栽培管理								●	→	→	→	→
施肥										●	→	●

作業工程 (例:2年目)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
栽培管理	●	→			→							
収穫			●	→	→							
評価・次期打合	●		●		●	●						
苗購入							●					

令和6年度「浜松市地域農業パワーアップ支援事業」 (ソフト事業)の追加募集について

全国有数の規模を誇る本市の農業のさらなる発展の実現のため、地域農業の持続可能性や産地力を高める取り組みを支援します。このたび令和6年度事業の追加募集を行いますのでお知らせします。

- 事業概要● 本市の農業において、将来にわたって安定的な農業生産が行われるように、担い手の確保とともに農業者の意欲向上につながり、地域農業のさらなる発展に向けた取り組みを支援するため、取組みにかかる経費について市が補助します。(ただし、国庫、県及びその他団体の補助事業との重複申請はできません)
- 対象者● 対象者は下記の条件をすべて満たしているもの
 - (1) 農業協同組合又は農業者の組織する団体であること。
 - (2) 市税を完納していること。
 - (3) 事業を実施する期間が複数年に亘ること。
- 補助内容● 対象事業：新規作物や新品種の導入のための調査、研究に係る費用
生産流通の改善を目的とした調査、研究に係る費用
※詳細は別添の事業説明書をご参照ください。
補助率：対象経費(消費税を除いた額)の1/2以内(1,000円未満切り捨て)
継続2年目の事業については同4/10以内(1,000円未満切り捨て)
限度額：50万円
- 応募方法● 別添の事業説明書及び応募用紙をよくご確認のうえ、期限内にご応募ください。
申込期限:8月30日(金) 17:00まで(郵送の場合は消印有効・FAX 不可)
※ 応募締切後に審査を行い、採択・不採択をお知らせします。
※ 交付決定後の取組が対象です。交付決定前に着工すると補助対象外(採択取り消し)となりますのでご注意ください。
- お知らせ● 本事業に関わる書類等は浜松市ホームページの「浜松市地域農業パワーアップ支援事業」からダウンロードすることができます。

■提出窓口・問い合わせ先■

農業振興課 担い手支援グループ(市役所本館6階)

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

電話：053-457-2331

農業振興課 北部農業グループ(北行政センター3階)

〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀305

電話：053-523-1113

農業振興課 浜北農業グループ(浜名区役所3階)

〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢3000

電話：053-585-1117

農業振興課 天竜農業グループ(天竜区役所 南館1階)

〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481

電話：053-922-0030

浜松市地域農業パワーアップ支援事業（ソフト事業） 応募用紙

1. 組織の概要

名称			
所在地等	〒		
代表者 役職・氏名			
設立年月日	年 月 日	構成員数	人
連絡先	担当者 役職・氏名	TEL:	
	MAIL:		FAX:
組織の目的			
主な活動			

※組織の規約及び構成員名簿を添付してください。

確認事項 (あてはまる場合は □にチェックしてく ださい)	☐ 農業協同組合又は農業者の組織する団体である ☐ 主たる事業所または圃場が浜松市内である ☐ 市税を完納している ☐ 事業の実施期間が複数年度に亘る ☐ 申請者にとって新規作物や新品種導入等のための調査、研究である ☐ 生産流通の改善等を目的とした調査、研究である ☐ 他の補助金を活用するものではない ☐ 雇用をしており、市県民税特別徴収義務者である ☐ 暴力団や公の秩序に反するおそれがあると認められる団体およびその関係者等ではない
--	---

2. 事業内容

事業目的	
事業概要	
実施期間	
成果見込	

・事業説明書にある＜スケジュール記入例＞を参考に、事業完了までの複数年の予定を記入してください。

・事業開始1年目は8月開始としてください。

[illegible][illegible][illegible]

スケジュール

3. 収支計画

収入の部

(単位：円)

区分	予算額 (税抜)	消費税額	備考
補助金			
自己資金			
借入金			
その他			
計			

支出の部

(単位：円)

区分	補助対象経費 (税抜)	消費税額	備考
(ア) 原材料等購入費			
(イ) 産業財産権等 導入・取得費			
(ウ) 外注委託費			
(エ) 技術指導導入費			
(オ) 販路開拓費			
(カ) 交通費			
(キ) 借損料			
(ク) 消耗品費			
計			

※記入する金額は申請年度のみを対象とした金額とする。

<申し込みに必要な書類>

- ①応募用紙(本用紙)
- ②直近の決算書の写し(該当の場合)
- ③市税納付・納入確認同意書(この担い手通信に同封されています)
- ④市県民税特別徴収義務者である場合は通知書の写し
- ⑤新規作物・新品種・生産流通に関する取組の詳細(パンフレット等)
- ⑥組織の規約及び構成員名簿

申込期限: 8月30日(金) 17:00まで

(郵送の場合は消印有効・FAX 不可)

令和 6 年度「浜松市地域農業パワーアップ支援事業」(ハード事業) の追加募集について

全国有数の規模を誇る本市の農業のさらなる発展の実現のため、地域農業の持続可能性や産地力を高める取り組みを支援します。

このたび令和6年度事業の追加募集を行いますのでお知らせします。(採択は若干名となります。)

- 事業概要● 本市の農業において、将来にわたって安定的な農業生産が行われるように、担い手の確保とともに農業者の意欲向上につながり、地域農業のさらなる発展に向けた取り組みを支援するため、その取り組みにかかる経費について市が補助します。(ただし、国庫、県及びその他団体の補助事業との重複申請はできません。)
- 対象者の要件● 対象者は下記の条件をすべて満たしていること
 - (1) 浜松市に居住し、かつ市内で営農する認定中の認定農業者及び認定新規就農者が市内で取り組む事業であること。
 - (2) 市税を完納していること。
 - (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。
 - (4) 令和5年度に本事業を活用していないこと。
 - (5) 過去に国庫補助事業を活用している場合は、事業実施の前年度までに成果目標を達成していること。
※国庫補助事業とは…経営体育成支援事業(但し被災型を除く)、担い手確保・経営強化支援事業、強い農業・担い手づくり総合支援事業、農地利用効率化等支援事業、経営発展支援事業、初期投資促進事業のことをいう。
 - (6) 「収入保険」「施設園芸セーフティネット構築事業」「配合飼料価格安定制度」「園芸施設共済」のいずれかに加入済又は加入することが確実であること。(交付申請時までに入会済又は加入申し込みが確認できる書類があること。)詳細は別添の事業説明書参照。
 - (7) 別に定める成果目標を事業完了の翌年度から3年間で達成できる見込みがあること。
- 補助内容● 対象事業：農業用機械・施設の導入、更新に係る費用
※詳細は別添の事業説明書をご参照ください。
補 助 率：対象経費の20%以内
限 度 額：農業用のハウス、果樹棚、防風ネット等(付帯設備を含む)の新設 200万円
農業用機械等の購入 100万円
【※予算の範囲内で、補助額を決定します】
- 応募方法● 別添の事業説明書及び応募用紙をよくご確認のうえ、期限内にご応募ください。
※ 応募締切後に審査を行い、採択・不採択をお知らせします。
※ 交付決定後の取組が対象です。交付決定前に着工すると補助対象外(採択の取り消し)となりますのでご注意ください。
- お知らせ● 本事業に関わる書類等は浜松市ホームページの「令和6年度浜松市地域農業パワーアップ支援事業」からダウンロードすることができます。

■提出窓口・問い合わせ先■

＜旧北区（三方原地区を除く）の方＞ 農業振興課 北部農業グループ（北行政センター3階）

〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀 305 電話：053-523-1113

＜旧浜北区の方＞ 農業振興課 浜北農業グループ（浜名区役所3階）

〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢 3000 電話：053-585-1117

＜天竜区の方＞ 農業振興課 天竜農業グループ（天竜区役所 南館1階）

〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣 481 電話：053-922-0030

＜上記以外の方＞ 農業振興課 担い手支援グループ（市役所本館6階）

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 電話：053-457-2331

【補助対象事業の一例と注意事項】

分類	詳細	補助対象となるもの	補助対象とならないもの
(ア) 施設	ビニールハウス	ビニールハウスの建築に係る経費 ・工事費、資材費、その他付帯設備の設置費を含む	既存施設の解体撤去費及び処分費 ビニール張り替え等の単純な修繕費
		ビニールハウス等の付帯設備の導入に係る経費 ・耐候性向上の補強 ・灌水装置、環境制御装置（ミスト）、遮光カーテン、ビニール二重構造化等の施工	業者施工以外に係る資材費及びそれに係る経費
	果樹棚、防風ネット	果樹用棚、防風ネットで容易に移動ができないもの	
	堆肥舎・畜舎	屋根があり、悪臭対策・排水機能が適切であるもの	
	汎用性があるが条件を満たした場合に補助対象と認められる施設	屋内に設置するプレハブ冷蔵庫・保冷庫（1坪以上のもの）、移動式トイレ ※但し、農業用のみの使用であること。	冷蔵庫・保冷庫（1坪未満のもの） 冷蔵庫・保冷庫（屋外に設置するもの） 固定式トイレ、倉庫
(イ) 機械	圃場で使用する機械	耕耘機、田植機、稲刈機、肥料散布機、草刈機、薬剤散布機、移植機、収穫機、運搬機、暖房機等及びそれに付属可能な農業用機械	軽トラック、積載車など農業用以外に容易に使用できる機械
	作業場で使用する機械	製函機、選別機、皮剥き機など付属する機器についても対象	パソコンなど農業用以外に容易に使用できる機械
	作業環境改善のための機械	アシストスーツなど ※但し、使用日誌等の提出が可能かつ、真に農業用であること。	
	汎用性があるが条件を満たした場合に補助対象と認められる機械	バックホウ ※但し、果樹の改植、圃場整備等、作業内容が明確で、使用日誌等の提出が可能かつ、真に農業用であること。	
		ホイールローダー ※但し、堆肥の運搬等、作業内容が明確で使用日誌等の提出が可能かつ、真に農業用であること。	
		フォークリフト ※集出荷作業等、作業内容が明確で使用日誌等の提出が可能かつ、真に農業用であること。	

●事業に共通する注意事項●

- ① 修繕、メンテナンス等の維持管理に係る費用は対象外です。
- ② 市販されており、新品（新品及び中古品を除く）に限ります。
- ③ 複数の整備は可能ですが、施設・機械のいずれか一区分の整備が対象となります。
- ④ 業者施工による施設、販売業者から購入する機械を補助対象とし、資材のみの購入、知り合いの農家等個人から購入及びレンタルする機械等は補助対象外です。
- ⑤ 他の補助金を活用する整備は、補助対象外です。

●施設整備に関する注意事項●

- ① 「施設」とは、原則、容易に移動させることが出来ない農業用の構造物を指し、基礎工事を伴うものをいいます。
- ② 施工予定地の農地利用や建築に関する法令について確認を必ず行ってください。また、施設を設置する土地が自己所有若しくは借地で利用権設定等がされていることや土地利用が法令に違反していないことが要件となります。
- ③ 申込に必要な見積書は参考見積書で構いませんが、完成後は出来形設計書（材料や経費の積算書類及び出来形図面）の提出が必要です。
- ④ 一整備あたり税抜き50万円未満の場合は対象外となります。

●機械購入に関する注意事項●

- ① 「機械」とは、一整備あたり税抜き20万円以上の農業用として使用する機械のことをいいます。
- ② 農業以外に容易に使用できる機械については、農業との関連が認められ、使用日誌等を提出することが条件となります。農業用の目的以外には使用できません。

補助対象となる組合せ【例】 ○補助対象 ×補助対象外

- ハウス建設＋自動側窓＋自動天窓
- ハウス建設＋複合環境制御装置
- ハウス建設＋ハウス内暖房機・循環扇
- 既存ハウスに付帯施設（動力機械等）設置（自動側窓装置工事、自動環境制御装置等工事、自動二重カーテン開閉装置設置工事、循環扇設置工事、暖房機設置工事ほか施設との組み合わせは可。）付帯施設の複数整備可能。
- トラクタ＋管理機
- トラクタ＋その付属のアタッチメント
- × ハウス建設＋動噴
- × ハウス建設＋トラクタ
- × 管理機＋ハウス建設
- × SS＋果樹棚

●必要書類に関する注意事項●

「収入保険」「施設園芸セーフティネット構築事業」「配合飼料価格安定制度」「園芸施設共済」の4制度について採択後、交付申請書提出時に「収入保険」「施設園芸セーフティネット構築事業」「配合飼料価格安定制度」の次の書類を提出してください。（最新のものを提出してください。）

- | | | |
|--------------------|---|----------------------|
| 1 収入保険 | 令和6年(年度)の「農業共済受付印のある加入申込書」・「保険証書」又は、令和7年(年度)の「農業共済受付印のある加入申込書」の写し | 問合せ先：NOSAI静岡西遠地域センター |
| 2 施設園芸セーフティネット構築事業 | 令和6事業年度の「省エネ等対策取組計画」の写し | 問合せ先：農協等 |
| 3 配合飼料価格安定制度 | 令和6年度の「配合飼料価格差補てん数量契約書」の写し | 問合せ先：農協、飼料会社等 |
| 4 園芸施設共済 | 令和6年(年度)の「農業共済受付印のある加入申込書」・「共済証券」 | 問合せ先：NOSAI静岡西遠地域センター |

令和 6 年度「浜松市地域農業パワーアップ支援事業」 (ハード事業) 事業説明書【追加募集】

(1) 補助の対象となる事業

- ・農業用機械や施設の新規導入、更新（新品・中古品は不可）
- ・農業用のハウス、果樹棚、防風ネット等の新設（付帯設備を含む）については、対象経費が一整備あたり 50 万円（消費税を除く）以上のもの
- ・農業用機械等の購入については、対象経費が一整備あたり 20 万円（消費税を除く）以上のもの
- ・汎用性のある機械等（バックホウ、ホイールローダ等）については、農業のみの利用に限ること、利用報告・利用日誌の提出などの条件を約束できる方に限り補助対象となります。
- ・補助を受ける対象事業は、業者施工による施設、販売業者から購入する機械を補助対象とし、それ以外の方法で設置するための資材や、知り合いの農家等、個人から購入する機械等は補助対象外です。

(2) 補助率

- ・対象経費の 20%以内（対象経費は消費税を除いた金額）

(3) 補助上限

- ・農業用のハウス、果樹棚、防風ネット等（付帯設備を含む）の新設：上限 200 万円
- ・農業用機械等の購入：上限 100 万円

(4) 成果目標の設定

- ・事業を活用した場合、応募時に設定した 2 つの成果目標を事業実施の翌年度から 3 年以内に達成していただきます。また、事業完了の翌年度から 3 年間は決算書の写し及び成果目標の達成状況等の報告書類を提出する必要があります。
- ・成果目標(1) 農業所得を維持・向上すること。※必須目標となります。
- ・成果目標(2) 補助を受けようとする取組と関連性のあるものを、下記の 5 つの目標の中から 1 つ選択し達成すること。

1	年間売上高の維持・向上	4	中間管理機構を活用した農地の集積・拡大・合理化
2	コストを現状より削減	5	法人化
3	後継者の従事又は経営移譲の達成		

(5) 事業開始までのスケジュール

項 目	時 期	備 考
①応募締切	8月30日（金）	17:00 まで 郵送での応募の場合は、同日消印有効・FAX 不可
②審査結果の通知	9月下旬に発送予定	審査会を開催したのち、応募者に対し審査結果通知書で採択・不採択を通知します。
③交付申請書の提出	10月上旬以降	通知受領後、採択された方は交付申請書をご提出ください。 交付決定通知書を受領後、事業が開始できます。

- ・事業は原則、令和 7 年 2 月末日までに完了し、実績報告書の提出が必要です。
- ・補助金の交付は、対象事業の支払いが完了した後に提出いただく実績報告書に基づく交付確定後となります。
- ・応募後は、原則、機械の種類等を変更することはできません。

(6) 審査会

- ・補助金交付要綱に基づき、導入を希望する経営体ごとにポイントを算定し、ポイントの高い経営体から優先して採択します。
- ・応募書類の他に、ポイント算定の根拠となる資料の提出を求め場合がありますのでご了承ください。

＜ポイントの種類と考え方＞

区分	種 類	考 え 方
基礎 ポイント	経営体の農業所得	農業所得が多いほど高くなります（上限あり）
	青色申告者	一定ポイントを付与
	申請者又は後継者※の年齢	年齢が若いほど高くなります（上限あり） 法人の場合は一定ポイントを付与
追加 ポイント	実質化された人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられること （令和 6 年 4 月 1 日時点）	一定ポイントを付与
	中間管理機構を活用して農地を借りている者 （令和 6 年 4 月 1 日時点）	一定ポイントを付与
	雇用をしている事業者で、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者に指定されている	一定ポイントを付与 但し、当該通知書の写しが必要
	浜松市認定農業者協議会会員 （令和 6 年 4 月 1 日時点）	一定ポイントを付与
	家族経営協定締結 （令和 6 年 4 月 1 日時点で締結済のもの）	一定ポイントを付与

※後継者とは、下記の 2 つを満たす者。

- ・将来経営を継承する予定の者で、令和 5 年の年間農業従事日数 240 日以上（8 時間労働／日）であること。
- ・令和 5 年の青色申告書に専従者給与等の支払いが確認できること。又は、後継者が別世帯で雇用費計上している場合は、令和 6 年 4 月 1 日時点で家族経営協定を締結していること。

(7) 留意事項

- ・取り組み内容に関連性が認められるものであれば、複数の機械や複数の施設(付帯施設を含む。)を一つの取組として申込みできます。

ただし、応募できるのは、(ア)施設（付帯施設を含む。）又は(イ)機械のどちらか一区分です。

応募 可能 な例	ビニールハウスと暖房機の応募（施設と施設の付帯設備の取組。それぞれ 50 万円(税抜き)以上の整備） 動力噴霧器とトラクターの応募（共に機械の取組。それぞれ 20 万円(税抜き)以上の整備）
----------------	--

応募できない例：ビニールハウスとトラクターの応募（施設と機械の両方の取組のため、要件外）

- ・交付決定前に着工した場合は、補助対象外となり、採択を取り消しますのでご注意ください。
- ・虚偽の申請が発覚した場合は、採択以降であっても補助の対象外となりますのでご注意ください。
- ・事業完了の翌年度から 3 年間、決算書類一式ほか書類の提出が必要となります。
- ・市販されており、新品（新古品及び中古品を除く）に限ります。
- ・本事業を活用した場合、事業完了の翌年度から 3 年間、本事業に応募できません。
- ・令和 6 年 2 月末までに確実に事業が終了すること。
- ・事業の詳細は今後変更される場合がありますのでご了承ください。

(8) 応募方法

※このほか、当課より資料等の提出を求める場合があります。

下記①～⑤の書類を令和 6 年 8 月 30 日(金) 17:00 までに郵送又は各提出窓口にご提出ください。

①応募用紙（担い手通信に同封）	1 枚	②についての補足 ・個人で白色申告の場合、収支内訳書 2 枚 ・個人で青色申告の場合、決算書 2 枚（専従者給与の内訳まで） ・法人の場合、表紙(法人の期の記載があるもの)、損益計算書(売上原価、販売費及び一般管理費の内訳がわかる部分まで)
②令和 5 年青色申告書の写し又は直近の決算報告書の写し	一式	
③申込を希望する機械・施設等の見積書の写し	一式	
④市県民税特別徴収義務者である場合は通知書の写し	一式	
⑤【応募時に書類のある方】「収入保険」「施設園芸セーフティネット構築事業」「配合飼料価格安定制度」「園芸施設共済」の証書、取組計画、契約書、受付済の申込書等(最新のものを提出してください。)	一式	

令和6年度 地域農業パワーアップ支援応募用紙（ハード事業）【追加募集】

1 申込者の情報等

フリガナ			生年月日（法人の場合は設立年月日）
経営体名 （代表者名）	※個人の場合は氏名・法人の場合は法人名と代表者名を記載すること。 ※農業経営の主宰権を持つもの。（認定中の認定農業者又は認定新規就農者）		S H 年 月 日 （年齢 歳）
住所・所在地	浜松市 区		電話：
連絡先	携帯：	メールアドレス： （文書の送受信 が可能なもの）	FAX：
確認事項 （当てはまる項目に ○を記載して下さい）	【施設】市販されている新品の購入、利用 【機械】市販されている新品の購入		
	次の①から④の制度について、応募時点で加入済み又は、加入申込済の 書面（証書、受付済の申込書、取組計画、契約書等）の写しを添付している。 ①収入保険 ②施設園芸セーフティネット ③配合飼料価格安定制度 ④園芸施設共済		
	上記①から④について、応募時は書面がないが、 <u>本事業採択後の交付申請までに加入申 込を行う。（申込が書面で確認できない場合は、交付申請できず、採択取り消しとなり ます。）</u>		
	過去に①から④の国庫補助事業を活用している場合は、事業実施の前年度までに成果目 標を達成している。		
	①経営体育成支援事業（但し被災事業は除く） ②担い手確保・経営強化支援事業 ③強い農業・担い手づくり総合支援事業のうち、「先進的農業経営確立支援タイプ」又は「地域担 い手育成支援タイプ」 ④農地利用効率化等支援事業		
	浜松市地域農業パワーアップ支援事業（本事業）を活用したことがない		
	家族経営協定を締結している（R6.4.1時点）		
	中間管理機構を活用して農地を借りている（R6.4.1時点）		
	雇用をしており、市県民税特別徴収義務者である		
	応募する事業は、交付決定通知書の受け取り後に取り組む事業である。		
事業は令和7年2月末までに完了し、実績報告できる取り組みである。			
浜松市認定農業者協議会に加入している（R6.4.1時点）			

2 後継者の情報 ※法人化している経営体及び後継者がいない場合は記載の必要はありません。

フリガナ	申込者との関係・続柄		後継者の生年月日
後継者名	子 ・ その他（ ）		S H 年 月 日 （年齢 歳）

※後継者とは、下記の2つを満たす者。

- ・将来経営を継承する予定の者で、令和5年の年間農業従事日数240日以上（8時間労働／日）であること。
- ・令和5年の青色申告書に専従者給与等の支払いが確認できること。又は、後継者が別世帯で雇用費計上している場合は、令和6年4月1日時点で家族経営協定を締結していること。

3 導入・更新を希望する農業用機械・施設について

区分	事業内容	詳細（寸法、形式、数量等）	導入予定日	価格（税抜）
・それぞれの内容が分かるよう、行を分けてご記入ください。 ・区分には施設又は機械を記載すること。複数の機械・施設の導入は同じ区分（機械・機械（アタッチメントを含む。）、施設・施設又は施設・施設の付帯設備）であれば、申請が可能です。補助上限にご注意ください。 ・補助事業（施設・機械の導入・更新）は原則令和7年2月末日までに完了し、実績報告すること。				計 円 （見積書の税抜き金額の合計）

＜裏面につづく＞

4 施設の導入・更新予定地について（施設の応募のみ記入）

施工予定地（地番まで記入）		土地の確認 (該当に○)	借地の場合の確認事項(該当に○)
浜松市 区		自己所有・借地	農地法許可済・農地法手続き中・ 利用権設定済・利用権設定手続き中・未設定
当てはまる場合、右欄に ○を記載して下さい	補助事業の設置場所の土地について、法令に違反する土地利用は行っていない。今後も、法令に違反する土地利用を行わない。		

※ 借地の手続きが未設定の場合は、交付申請までに手続きする必要があります。

5 希望する農業用機械・施設を整備する理由

〔施設・付帯施設又は、機械を2種類のように一体的な取り組みとして複数申込された場合は、その関連性も記載してください。〕

6 成果目標の確認

事業完了後より3年間で達成していただく成果目標です。下記の（１）及び（２）の目標の達成見込みがない場合、申込みできません。

（１）成果目標の達成見込みがある場合はチェック欄に○を記載してください。

成果目標 1 ※必須目標	チェック欄	現状所得額（事務局記載欄）
● 農業所得の維持・向上	○	円

（２）2つ目の成果目標として、事業完了年度の翌年度から3年以内に達成可能な目標を一つ選択して○を記載してください。

成果目標 2 ※選択目標	チェック欄	メモ（事務局記載欄）
① 年間売上高の維持・向上		施設 ・ 機械 施設2整備以上 ・ 機械2整備以上
② コストを現状より削減		
③ 後継者の従事又は経営移譲の達成		
④ 中間管理機構を活用した農地の集積・拡大・合理化		
⑤ 法人化		

（３）導入等を希望する整備内容と、（２）で選択した成果目標との関連性を記入してください。
また、成果の達成が説明できる資料について教えてください。

※成果の達成が説明できる資料の名称【 】

：青色申告決算書、家族経営協定、源泉徴収票、廃業届・開業届、法人設立時の定款・全部事項証明書

7 申込に必要な書類(②は事業説明書(8)参照)

※下記のほか、当課より個別に資料等の提出を求める場合があります。

- ①応募用紙(本用紙) 1枚
- ②令和5年青色申告書の写し又は直近の決算書の写し 一式
- ③申込を希望する機械・施設等の見積書の写し 一式
- ④印式帳・宗氏帳・林竹環境帳付加徴収義務白書の写し 一式
- ⑤【応募時に書類のある方】「収入保険」「施設園芸セーフティネット構築事業」「配合飼料価格安定制度」「園芸施設共済」の証書、受付済の申込書、取組計画、契約書等(最新のものを提出してください。) 一式

申込期限:8月30日必着

(FAX不可・郵送による消印有効)

⑤は、「補助対象事業の一例と注意事項」(A 3左下部分を参照)